

第2回 臨時会

第2回臨時会は、令和2年5月27日、28日の2日間行われました。

総務文教委員会 主な審査内容

●令和2年度大竹市一般会計
補正予算(第4号)について

Q 今後、第二次・第三次の新型コロナウイルス感染症対策について問う。

A 新型コロナウイルス感染症については、第二次・第三次と対策が必要になると考えている。国・県でも多くの支援策が出てきているため、その支援策をよく精査して、どこに力を入れていくべきかを考え、大竹市としての対策を講じていきたい。

Q 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、奨学金の返還が困難な方に対して配慮はされているのか。また、追加の貸し付けなどの支援策は検討されているのか問う。

A 期限までに支払いが困難な場合の猶予等について、今後、丁寧にアナウンスを行っていくきたい。

また、現在の奨学金貸付制度は貸付額の上限があるため、追加の支援策には新たな制度を設ける必要がある。

Q 新型コロナウイルス感染症の拡大により、納税者の収入が減少していることが考えられるが、どの程度市税に影響する見込みか問う。

A 新型コロナウイルス感染症及び感染拡大防止の措置により収入が大幅に減少し、納付が困難と認められる場合、市税全般に対して、1年を限度とした徴収猶予の特例措置を設け、市民に周知を行っている。現段階では、影響は少ないと考えている。

ただし、6月以降に確定申告を行う企業は新型コロナウイルス感染症の影響期間が長くなるため、法人市民税の税収に影響する可能性がある。

採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決

生活環境委員会 主な審査内容

●令和2年度大竹市
土地造成特別会計補正予算
(第1号)について

解説

令和元年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足する見込みとなり、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和2年度分の歳入を繰り上げてこれに充てるための補正予算

Q 土地造成特別会計での繰上充用処理ではなく、一般会計からの繰り出しにより、赤字部分を解消する対応は可能なのか問う。

A 可能だが、一般会計へ影響を与えないようにするため、土地造成特別会計において繰上充用の処理を行っている。仮に、この繰上充用額を補てんでできる現金がいくらあるかという考え方をした場合、現在、財政調整基金と、減債基金の残高が約14億円あるので、それがひとつの限度であると考えている。

採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決

Q 補正による繰上充用額は、約5億2千万円であるが、上限額として、実際にはいくらまでなら対応が可能であったのか問う。

A 繰上充用額の補正予算を計上するには、それと同額の歳入を計上する必要がある。考え方の一つとして、土地造成特別会計のなかで、繰上充用額を解消しようとした場合、同会計の保有する土地の売却収入見込額を約27億円としている。これが上限額の目安になると考えている。